平成２２年（フ）第１３１号
福岡県久留米市山川町521番地１、住民票上の住所福岡県久留米市東櫛原町2615番地４
債務者　高尾　敦弘
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１４４号
福岡県久留米市上津町2558番地10　ピースホーム105号
債務者　堀内　千鶴
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３８１号
北九州市八幡西区南王子町12番15号
債務者　川浪　久博
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３８２号
北九州市八幡西区南王子町12番15号
債務者　川浪　　瞳
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３９２号
北九州市門司区柳原町８番１―404号
債務者　中川　一磨
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３９４号
北九州市小倉南区横代北町１丁目６番55号
債務者　向山　清美
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３９５号
北九州市八幡西区力丸町23番18号　108
債務者　榎本　　学
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８号
福岡県田川市大字夏吉4606番地１
債務者　上原　美加
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２９号
福岡県田川市桜町13番42号
債務者　堀江　綾子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５８号
福岡県田川郡糸田町3565番地５
債務者　竹尾　悦子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６２号
福岡県田川市大字伊田1568番地
債務者　亀井　　誠
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第７４号
福岡県田川郡香春町大字高野1236番地１
債務者　田中　房代
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第７６号
福岡県田川郡添田町大字添田2532番地の57
債務者　中路　理江
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第５４４号
宮崎市清武町今泉乙250番地６
債務者　鈴木　忠人
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６２号
宮崎県西都市大字鹿野田1642番地３号　市営鹿野田住宅323号
債務者　白土　　貢
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６３号
宮崎県西都市大字鹿野田1642番地３号　市営鹿野田住宅323号
債務者　白土　鈴代
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８号
宮崎県都城市安久町5621番地１　市営藤田団地39―１―14号
債務者　松原　　実
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部